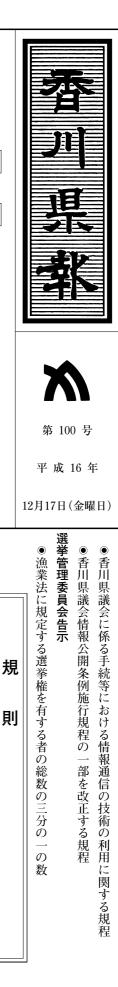
毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)



目

規

則

告

示

則の

一部を改正する規則

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

水

(四件) 産 課

行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

(平成十六年香川県条例第五十号)の施

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県知事

真

鍋

武

紀

(道路保全課)

三

平成十六年十二月十七日

次

●香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(環境・水政策課)

香川県規則第八十九号

●香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

) 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規

(都市計画課)

⑥印は、 県法規集掲載事項)

ページ

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布す

る

平成十六年十二月十七日

 \bigcirc

 \bigcirc

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然海浜保全条例施行規則 (昭和五十五年香川県規則第八十四号)の一部を次の

ように改正する。

公

○道路の位置指定(二件) ○道路の供用開始 (三件) ○道路の区域変更及び供用開始

○道路の区域変更

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

<u>(</u>) 件

六 第七条第十五号を次のように改める。

(土地改良課)

(県民参画課)

建

<u>Ŧ</u>. 四

香川県規則第九十号

十五 都市緑地法 (昭和四十八年法律第七十二号) 第八条第一項の規定による届出及び

同条第七項の規定による通知並びに同法第十四条第一項の規定による許可及び同条第

八項の規定による協議

七

則

建

この規則は、公布の日から施行する。

議会告示

○開発行為に関する工事(公共施設)の完了

○開発行為に関する工事の完了 ○土地改良区の定款の変更の認可 ○土地改良事業の同意

○土地改良事業の認可(二件) ○土地改良事業の適否決定

香

Ш

県

報

平成十六年十二月十七日

(第九 一九四号)

Ш

(第九一九四号)

改正する規則をここに公布する。 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十一号

部を改正する規則 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の

年香川県規則第五十九号) 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則 の一部を次のように改正する (平成八

第二十四条の次に次の一条を加える。

(随意契約の公告)

第二十四条の二 知事は、 保留地を処分しようとするときは、 第二十三条第五号又は第六号に該当する場合で随意契約により 次に掲げる事項を公告するものとする。

- 処分する保留地の位置及び地積
- 処分する保留地の買受けの申出ができる期間
- 三 随意契約の相手方の資格に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

を」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 第二十六条の見出し中 「決定通知」を「決定」に改め、同条中「相手方が」を 一相手方

地区の土地について利害関係を有しない者の意見を聴くものとする。 知事は、随意契約の相手方を決定するときは、事業について知識を有し、 かつ、 施行

この規則は、 公布の日から施行する

告 示

●香川県告示第八百二十号

求めるため次のとおり届出があった。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

> において縦覧に供する。 その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで内海町漁業協同組合

平成十六年十二月十七日

香川県知事

真

鍋

武

紀

発起人の住所及び氏名

小豆郡内海町苗羽甲四番地一

小豆郡内海町田浦甲四一八番地

片

賀二

小豆郡内海町西村甲二六六番地二

有限会社片山水産 代表取締役 片山忠昭

加入区の名称

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 内海加入区

●香川県告示第八百二十一号 内海町漁業協同組合

求めるため次のとおり届出があった。 漁船損害等補償法 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を

において縦覧に供する。 その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで下笠居漁業協同組合

平成十六年十二月十七日

発起人の住所及び氏名

香川県知事

真

鍋

武

紀

高松市生島町一八二番地三号

藤雄 弘

高松市亀水町三三六番地

高松市亀水町三〇四番地 号

高橋 内山 浜本

加入区の名称

下笠居加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 下笠居漁業協同組合

香川県告示第八百二十二号

求めるため次のとおり届出があった 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで西詫間漁業協同組合

において縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

発起人の住所及び氏名

三豊郡詫間町大字大浜乙一五一番地一五

三豊郡詫間町大字大浜甲二三一三番地

三豊郡詫間町大字大浜甲三六三番地

菅 恒清

片

大浜加入区

加入区の名称

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

西詫間漁業協同組合

●香川県告示第八百二十三号

求めるため次のとおり届出があった。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで西かがわ漁業協同組

合において縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

紀

発起人の住所及び氏名

三豊郡大野原町大字花稲五六七番地四二

三豊郡大野原町大字花稲七三六番地

加入区の名称

花稲加入区

合田 宏

方隅 方隅 毅 長太郎

三豊郡大野原町大字花稲九二二番地二

香

Ш

県

報

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武

十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

道路の種類 県道 (一般)

漁船損害等補償法第百十三条第一 項の申出をする漁業協同組合の名称

西かがわ漁業協同組合

●香川県告示第八百二十四号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成

十七年一月七日まで一般の縦覧に供する

平成十六年十二月十七日

道路の種類 国道(一般)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路 線 名 百九十三号

道路の区域

江三九○番一地生一型工三九○番一地生		区
○番一地先まで塩江町大字安原上東字塩之	地先から大字安原上東字塩之	間
後	前	前後別更
一 一 · ·	九 / 八 · 三 七	(メートル)
三九	三九	(メートル) 長
備	る歩道の整 設工事によ	

●香川県告示第八百二十五号

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成

香川県知事 真 鍋 武 紀

Ш

県

二 路 線 名 三都港平木線 (二百五十号)

三 道路の区域

一地先まで小豆郡池田町大宮	一地先から小豆郡池田町大字	X
	から 池田町大字蒲野二三二四番	間
後	前	前後 別 更
五六、八二六八八二六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五、三六	(メートル)敷地の幅員
七八	七八	(メートル) 長
拡幅	地方特定道 地方特定道	備考
		σ

四 供用開始の期日 平成十六年十二月二十日

●香川県告示第八百二十六号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

道路の種類 県道(主要地方道)

一路線名 丸亀詫間豊浜線 (二十一号)

一道路の区域

(中多度郡多度津町本通 中多度郡多度津町本通 中多度郡多度津町本通	X
町本通二丁目六六四番一地町本通二丁目甲六四〇番一	間
一 — 八 5 五 · · · 四 〇	(メートル)
二 〇 七	(メートル) 長
した区域 を で変更 大号で変更 大号で変更	備考

|四 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

●香川県告示第八百二十七号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成

十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 込野観音寺線 (六号)

道路の区域

	•
六地先まで 三豊郡山本町大字河内字山の神 三豊郡山本町大字河内字山の神	区
大字河内字山の神二三六一番	間
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(メートル)敷地の幅員
 	(メートル) 長
一部 した区域の した区域の 一部 で変更	備考

四 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

|●香川県告示第八百二十八号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

平成十六年十二月十七日

道路の種類 県道 (一般)

香川県知事

真

鍋

武

紀

一路線名屋形崎小江渕崎線(二百五十三号)

する。 四 三 四 三 路の位置を次のように指定した。 ●香川県告示第八百二十九号 ▶香川県告示第八百三十号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供 | 三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 指 平成十六年十二月十七日 指 供用開始の期日 指定道路の位置 道路の区域 指定道路の幅員とその延長 から まで から まで 小豆郡土庄町馬越字丸山甲四八一番六地先 小豆郡土庄町馬越字丸山甲四七三番四地先 小豆郡土庄町馬越字元目甲三九八番一地先 小豆郡土庄町馬越字元目甲三八八番 定 定 番 月 区 日 号 さぬき市志度字塩屋一一七三―一及び一一七三―三 平成十六年十二月三日 長土指道 第十四号 平成十六年十二月十七日 幅員 延長 間 五三・一九メートル 六・○四メートル 一地先 香川県知事 敷地の幅員 (メートル) __ . . 八:三 八 〇 真 (メートル) 長 鍋 八 武 号で変更し 四百四十二 備 部 た区域の一 川県告示第 平成六年香 紀 考 道 道 四 に供する。 する。 活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する ●香川県公告第五百九十九号 子どもの健全育成及び地域の活性化の向上に寄与する事を目的とする。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月六日まで縦覧 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利 関係の図面は、 ベントの開催などに関する事業を行い、子どもから高齢者に至るまでのスポーツの振興 定款に記載された目的 指 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 申請のあった年月日 平成十六年十二月十七日 指定道路の位置 この法人は、スポーツ普及のための指導者派遣、スポーツ教室の運営及びスポーツイ 特定非営利活動法人オリーブ 平成十六年十二月二日 指定道路の幅員とその延長 指 坂出市富士見町一丁目六番五号 大浦 恭敬 平成十六年十二月十七日 定年 定 番 月日 香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供 号 さぬき市志度字珠橋四一八―一から四一八-平成十六年十二月三日 長土指道 公 告 幅員 第十五号 延長 一〇〇・五七メートル 四・七六メートル 香川県知事 香川県知事

真

鍋

武

紀

真

鍋

武

紀

-四及び五三四七—二

香川県公告第六百号

路の位置を次のように指定した。

香

Ш

県

報

平成十六年十二月十七日

Ш

県

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する に供する。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月八日まで縦覧 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

申請のあった年月日

平成十六年十二月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本エイジウォーキング協会

文雄

東かがわ市三本松一三七四番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、 市民に対して、エイジウォーキングに関する事業を行い、健康の保持及

び増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百一号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 良事業を行うことについて平成十六年十二月六日適当と決定した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年一月四日から同月二十四日ま

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

"	改良区高松市西植田土地	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業中原南地区	単独県費補助土地改良事業中原地区	土地改良事業名
"	土地改良課	縦覧場所

"	単独県費補助土地改良事業上金法寺池地区	良区高松市川島土地改
"	単独県費補助土地改良事業中原北地区	"
"	単独県費補助土地改良事業大石地区	"
"	単独県費補助土地改良事業下代吸込池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業池田本村地区	"
"	単独県費補助土地改良事業一の井中原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業松尾郷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業本村東地区	"
"	単独県費補助土地改良事業下鯰越地区	"
"	単独県費補助土地改良事業低池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業中神内池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業浦山地区	"
"	単独県費補助土地改良事業奈良谷池地区	"

●香川県公告第六百二号

良事業中天地区)を行うことについて平成十六年十二月六日認可した。 第十条第一項の規定により、高松市木太土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十六年十二月十七日

●香川県公告第六百三号

香川県知事 真 鍋 武 紀

良事業を行うことについて平成十六年十二月七日認可した。 第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

単独県費補助土地改良事業(水路補修事業)入樋地区	改良区
単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)川間四号地区	土地改良区土地改良区
土地改良事業名	土地改良区名

●香川県公告第六百四号

同法第十条第一項の規定により、仁尾町が 古江地区)を行うことについて平成十六年十二月七日同意した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する (単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百五号

部土地改良区の定款の変更を平成十六年十二月三日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 香川町南

平成十六年十二月十七日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第六百六号

三十六条第三項の規定により公告する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

平成十六年十二月十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香

Ш

県

報

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

一三、八四○一四、八四○一五、八四○一六、八四一一一、八四一一二、八四一一三、 八四一―四、八四一―五及び同地先農道・水路 丸亀市津森町字菰池八三三—一三、八三五—五、 八三五—一七、 八四〇一二、 八四〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋山 善太郎

丸亀市今津町三九二―一一

丸亀市塩屋町三丁目一—二〇

中山 典俊

丸亀市柞原町五八——

山本醸造有限会社 代表取締役 山本一則

●香川県公告第六百七号

平成十六年十二月十七日

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法

香川県知事

真

鍋

武

紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

一三、八四〇一四、 八四一―四、八四一―五及び同地先農道・水路 丸亀市津森町字菰池八三三—一三、八三五—五、八三五—一七、 八四〇一五、八四〇一六、八四一一一、 八四一一二、八四一一三、 八四〇—二、 八四〇

|二|| 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・○○メートル~七・四六メートル、延長七九・七○メートル)

丸亀市津森町字菰池八三三—一三、八四〇—四、 八四一―一及び同地先農道・水路

2 排水施設

自由勾配側溝(寸法四○○ミリメートル×五○○ミリメートル、延長七二・九四メ

丸亀市津森町字菰池八四○─四の一部及び八四一─一の 部

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長七九・五〇メートル)

丸亀市津森町字菰池八三三―三の一部、八三三―一三の一部、 八四〇―四の一部、

Ш

(第九一九四号)

八四一―一の一部及び同地先農道・水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市今津町三九二—一一

秋山 善太郎

丸亀市塩屋町三丁目一—二〇

典俊

丸亀市柞原町五八―一

山本醸造有限会社 代表取締役 山本一則

議会告示

香川県議会告示第二号

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定め

平成十六年十二月十七日

香川県議会議長 増 田

稔

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

第一条 この規程は、香川県議会に係る手続等について、法令、条例、会議規則及び他の 規程に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規程において使用する用語は、香川県行政手続等における情報通信の技術の う。)において使用する用語の例による。 利用に関する条例(平成十六年香川県条例第 号。 以下 「情報通信技術利用条例」とい

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。4 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条

第一項に規定する電子署名をいう。

電子証明書 次に掲げるものをいう。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十

三号)第三条第一項に規定する電子証明書

規定に基づき登記官が作成した電子証明書 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の

これらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、 イ又は口に掲げるものと同等の機能を有するものとして、議長が定めるもの という。)が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が イ及びロに掲げるもののほか、申請等を行う者又は香川県議会議長(以下「議長」

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織 き事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、 長の定めるところにより、 組織をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を使用して申請等を行う者は、議 を行わなければならない 電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等 (情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理 議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべ

2 を使用して行うときは、この限りでない を講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において議長の定める情報処理システム ない。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であって議長の定めるもの に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければなら 前項の規定により申請等を行う者は、 同項の規定により入力する事項についての情報

3 指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければ 子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長の 面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電 ならない 第一項の規定により申請等を行う者は、議長の定めるところにより、当該申請等を書

本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたと きは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。 会議規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正

は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号 議長は、第一項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するとき

に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- 生年月日を確認するために添付を求めているもの 請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は 申請等を行う者に係る前条第二項第三号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申 3
- 一 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ロに掲げる電子証明書を送信する場合 請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地 又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの 申 4
- 三 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ハに掲げる電子証明書を送信する場合 するために添付を求めているもの であって、申請等を行う者の名称、 くは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記簿の謄本若しくは抄本 請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、 所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認 住所、 性別若し 申 5
- Ŧi. ら五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く 法務省令第二十二号) いう。)の利用を議長に依頼する場合 に関する法律 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則(平成十四年 電気通信回線を使用して提供される登記情報(電気通信回線による登記情報の提供 (平成十一年法律第二百二十六号) 第十条に規定する電磁的方法により、 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本 第二条第一項に規定する登記情報を 当該申請等を行った日か
- 六 その他議長が定める場合 議長が定める書面等

当該財務諸表等

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申 情報処理組織をいう。)を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には を使用して行うことができる。 定する電子情報処理組織をいう。次項及び第三項並びに第七条第二項において同じ。) し出たときを除き、これを電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第四条第一項に規 議長は、電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子

2 分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報 前項に規定する場合を除くほか、議長は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処

処理組織を使用して行うことができる

当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする り行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る議長の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。 ただし、 前項の場合において、議長は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い 議長は、前二項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等によ 県の機関に対する処分通知等を議長の定める情報処理システムを使用して行う

項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時 から二十四時間以内に記録しないときその他議長が必要と認めるときは、書面等により 当該処分通知等を行うことができる。 議長は、第三項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事 ときは、この限りでない

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 のとする。 法、 電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うも 事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、 香川県議会の事務局に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は 議長は、 書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている インターネットを利用する方

(電磁的記録による作成等)

第六条 くことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお きは、当該作成等に係る事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 (氏名又は名称を明らかにする措置) 議長は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うと

| 第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置 であって議長の定めで定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書 うこととする。 又は県の機関が申請等を行う場合において議長の定める情報処理システムを使用して行 を併せて送信すること、若しくは第三条第二項ただし書に規定する措置を講ずること、

香

Ш

県

Ш

県

すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において議長の定める情報処理 せて電子情報処理組織に係る議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 って議長の定めで定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併 システムを使用して行うこととする 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であ 3

3 せて記録すること、又は議長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うことと って議長の定めで定めるものは、 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であ 、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併

(補則

第八条 この規程に定めるもののほか、 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は 議長が別に定める 香川県議会に係る手続等を電子情報処理組織を使

この規程は、 平成十六年十二月十七日から施行する。

香川県議会告示第三号

香川県議会情報公開条例施行規程の 一部を改正する規程を次のように定める

平成十六年十二月十七日

香川県議会議長 増 \mathbb{H}

稔

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県議会情報公開条例施行規程 (平成十二年香川県議会告示第一号) の一部を次のよ

うに改正する

本則に次の一条を加える

(公文書公開請求書等のファクシミリ装置による提出

2 第十二条 という。)は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して公文書公開請求書等が提出されたとき 公文書公開請求書又は公文書の公開に係る意見書(以下「公文書公開請求書等」

議長が受信した時に、当該公文書公開請求書等が議長に提出されたものとみなす。

平成十六年十二月十七日印刷発行

印刷発行所

香

Ш

県

庁

議長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百四十一号

の確定に伴う同法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第八十九条第五項の規定による選挙人名簿

次のとおりである

平成十六年十二月十七日

二、〇七七人

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

この規程は、平成十六年十二月二十日から施行する 附 則

送信に使用した書面を提出させることができる。

白色度72%再生紙を使用しています

(購読料月極二千五百円)

香川県報は、香川県ホームページにも掲載しています。